

<p>若江 俊二 局長</p>	<p>定刻になりましたので、ただいまから、第 170 回松山市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>皆さま、御起立をお願いいたします。礼。御着席ください。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、渡部泰明松山市農業委員会会長より御挨拶を申し上げます。</p>
<p>渡部 泰明 会長</p>	<p>皆さん、こんにちは。渡部でございます。今日は一日、どうかよろしくお願いたします。それでは御挨拶をまずさせていただきます。</p> <p>本日、ここに第 170 回松山市農業委員会総会の開催にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は、西泉副市長、栗原市議会議長におかれましては、公務御多忙のところ御臨席を賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、昨今の農業・農村を取り巻く環境は、非常に厳しい状況が続いております。とりわけ、農産物の価格の低迷や、生産資材の高騰、農家の高齢化と担い手の減少、これらに伴います耕作放棄地の増加など、依然として構造的な問題を抱えております。</p> <p>このような中、松山市農業委員会は昨年 7 月、改正農業委員会法による新体制へと移行をしました。10 ヶ月が経過したところでございます。</p> <p>御案内のとおり、農業委員会の役割の柱であります、担い手に対する農地の利用集積並びに集約化を図ることや、新規参入の促進など、「農地利用の最適化」に向けた活動をさらに強化し、これまで以上に成果をあげていくことが強く求められております。</p> <p>そこで、農業委員会といたしましては、農地法に基づく許認可業務に加え、関係行政機関に農地の利用の最適化の施策書を推進するための意見を提出するなど、私たちが農業者の利益代表機関の一員として、希望を持てる農業を将来に引き継いでいくため、地域の実情や特性に応じて様々な問題の解決に向け、力を尽くしてまいりたいと考えております。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、今後ともさらなるお力添えをいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>終わりにりましたが、本日御参集の皆様のご健康と御多幸を祈念申しあげ、挨拶</p>

<p>若江俊二局長</p>	<p>とさせていただきます。</p> <p>平成 30 年 5 月 24 日、農業委員会会長、渡部泰明。どうも、ありがとうございますました。(拍手)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>つづきまして、御来賓の皆様より、御祝辞をいただきたいと存じます。</p> <p>初めに、松山市長、野志克仁様が公務の都合により御欠席されておりますので、代理で、松山市副市長、西泉彰雄様、お願いいたします。</p>
<p>西泉彰雄副市長</p>	<p>皆さま、こんにちは。松山市の副市長をしております、西泉と申します。本来であれば、野志市長から皆様に御挨拶するべきところなのですが、他の公務の関係でどうしても都合がつかせませんでしたので、市長から預かってまいりましたメッセージを、私の方で代読させていただきます。</p> <p>第 170 回松山市農業委員会総会の開催にあたり、お祝いを申し上げます。</p> <p>農業委員の皆様には、日頃から松山市の農政をはじめ、市政全般にわたり特別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。</p> <p>さて、我が国の農業は、農業従事者の高齢化と担い手の減少、遊休農地の増大など、多くの課題を抱えています。</p> <p>今後も、農業が産業として自立し、持続的に発展していくためには、関係機関が一体となって、再生産が可能な農業経営の確立に向けて対策を行うことが必要です。</p> <p>このような中、松山市では、関係機関と連携し、有害鳥獣による農作物被害を軽減するため、被害防止計画に基づき、鳥獣の捕獲強化や被害防止柵の整備に取り組んでいます。</p> <p>また、紅まどんな、グニーユーカリ、アボカドなど、農林水産物ブランドや有望品種の産地化を推進し、トップセールスや都市圏での販売促進や販路拡大を進めています。</p> <p>さらに、新規就農希望者への支援や、多様な担い手の育成など、持続可能な力強い農業の実現に向けて取り組んでいます。</p> <p>これらの取組を進める上では、農業委員会との連携が不可欠であり、委員の皆様</p>

	<p>には、農業者の代表として施策の推進に御協力をいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>終わりに、農業委員会の今後ますますの御発展と委員の皆様の御活躍を心からお祈り申し上げます、お祝いの言葉といたします。</p> <p>平成 30 年 5 月 24 日、松山市長、野志克仁。以上、代読でございます。本日は本当におめでとうございます。(拍手)</p>
若江俊二局長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>つづきまして、松山市市議会議長、栗原久子様、お願いいたします。</p>
栗原久子市議会議長	<p>皆さま、こんにちは。ただいま御紹介をいただきました、松山市市議会議長の栗原久子でございます。本日ここに、第 170 回松山市農業委員会総会が開催されるにあたり、市議会を代表いたしまして、お慶びを申し上げます。</p> <p>渡部会長をはじめ、委員の皆さまには日頃から本市の農業振興、並びに市政各般にわたり、温かい御支援・御協力をいただいておりますことに、深く御礼申し上げます。</p> <p>さて、昨今の農業を取り巻く情勢は、従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の拡大、農産物の価格低迷とコスト上昇による所得の減少、有害鳥獣による作物被害の拡大に加え、頻発する自然災害など、大変厳しい状況にあります。</p> <p>このような中、政府は、農業の担い手育成をはじめ、農地の集積・集約化、農業経営の所得安定策の推進、日本型直接支払制度の創設など、状況改善に向けた様々な環境整備を進めており、多くの方が将来にわたって魅力や希望を持って農業に取り組むことができるよう、成長産業化を目指しているところでございます。</p> <p>当市議会といたしましても、農業は国の根幹をなすものであり、多くの魅力と潜在力を有する産業として、本来の活力を取り戻すことは、食糧の安定供給はもとより、環境保全や地域活性化に重要な意義をもたらすものと考えております。</p> <p>今後も地域農業の発展に向け、皆さまと共に最大限努力してまいり所存でございます。どうか、委員の皆さまにおかれましては、制度改正が図られる中、果たす役割がますます重要になってきておりますが、豊富な知識と経験を最大限に発揮して</p>

<p>若江 俊二 局長</p>	<p>いただき、本市農業の発展に引き続き御尽力を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>結びに、本総会が、大きな成果をあげ、実り多い場となりますよう念願いたしますとともに、御参会の皆さまの益々の御健勝と御活躍を祈念申し上げまして、私の祝辞といたします。本日は、誠におめでとうございます。(拍手)</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>ここで御案内いたします。御来賓の皆様におかれましては、次の公務のため御退席されます。拍手でお送り下さい。(拍手)</p> <p>[来賓退席]</p>
<p>若江 俊二 局長</p>	<p>それでは、議案審議に入る前に議長席を準備いたしますので、しばらくお待ちください。</p> <p>[議長席を作る]</p>
<p>若江 俊二 局長</p>	<p>お待たせいたしました。本日の総会の出席者は、過半数を超えていますので、会議は成立していることを御報告いたします。</p> <p>それでは、ただいまから議案審議に入りますが、総会の議長は総会会議規則第5条により、会長が務めることになっておりますので、渡部会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>渡部 泰明 会長</p>	<p>ただいま事務局から説明がありましたとおり、規則によりまして私が議長を務めさせていただきますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>まず、議事録署名人の指名でございますが、慣例によりまして議長の方で指名を</p>

	<p>させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは議事録署名人として、久谷地区の池田友邦委員、もうお一方は、小野地区の宮内祥二郎委員のお二人にお願いをいたします。</p> <p>それでは、ただいまから議事に入ります。</p> <p>まず、(1)「平成 29 年度事業報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
片山 剛 主査	<p>失礼いたします。それでは平成 29 年度事業報告について御説明いたします。</p> <p>事業報告の後ろについている、添付している「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」も参考に御覧いただきながら、お聞きください。</p> <p>さて、我が国の農業をめぐる情勢は、アメリカが TPP の枠組みから離脱し、11 ヶ国を中心にした協定締結に向けた動きが各国で進む中、日米の二国間の自由貿易協定を進めたいアメリカの動向も流動的であるなどの貿易に関する問題や近年、地球規模での環境汚染や気温の上昇等の気候変動が農作物の生育に与える影響も懸念されているなど、様々な問題を抱えています。</p> <p>また、国内では、農業従事者の高齢化や減少、農作物の価格低迷、農地の荒廃化が進んでいる等の問題も続いており、その解消を目指した対策を促進していくことが喫緊の課題となっています。</p> <p>こうした情勢を踏まえ、松山市農業委員会では、農地制度の適正な執行、農地の有効利用、担い手の確保・育成、耕作放棄地の発生防止など、農業者の公的代表として、課題の解決に向けて全力で取り組みました。</p> <p>具体的な活動実績については、「農業委員会の適正な事務実施」の通知に基づき、次のような点検・評価となっております。</p> <p>総会や部会等を適正に運用し、ホームページや農業委員会だよりに掲載するなど、情報提供を行いました。また、6 月から 9 月に実施した農地利用状況調査により、</p>

	<p>遊休農地の確認を行い各関係機関とも連携し、適正に指導を行った結果、遊休農地 3.3 ヘクタールの解消を図りました。</p> <p>認定農業者等担い手の育成確保につきましては、平成 28 年度と比較して 29 経営体が増加しました。今後も引き続き根気強く啓発を進めてまいります。</p> <p>違反転用への対応については、関係機関、とりわけ都市計画担当部局と連携をとり、18 ヘクタールについて違反を解消しました。</p> <p>また、後継者や女性が意欲的に農業に取り組むことができるよう「家族経営協定」の推進を行うとともに、「まつやま農業者セミナー」を開催しました。</p> <p>このほか、農家の老後の生活を支える農業者年金加入の推進を図り、「まつやま農業委員会だより」の発行や「全国農業新聞」の普及の拡大を通して農家への情報提供や各種制度の啓発に努めるとともに、先進地視察研修等を通して委員及び事務局職員の資質の向上を図りました。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、以上で 29 年度事業報告につきましての説明は終わりました。本件に関するご意見等はございませんか。</p> <p>〔意見等なし〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>それでは、本件につきまして承認いただけますでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり承認されました。</p> <p>次に、(2)「平成 30 年度事業計画(案)について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>

片山剛主査

それでは、平成30年度事業計画（案）について御説明いたします。

先ほどと同様に、一枚後ろに事業計画資料として添付しております「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」を参考に御覧いただきながら、お聞きください。

さて、改正農業委員会法が平成28年4月1日に施行され、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進が農業委員会の必須業務となりました。

市長による任命制となった農業委員と各地域でこれらの業務に取り組むために委嘱された農地利用最適化推進委員が連携することにより、農業委員会は、従来の農地法に基づく許認可業務を適正に執行する組織であることに加えて農地等の利用の最適化を進めていく役割も担う組織として生まれ変わりました。

このような状況の中、松山市農業委員会においても平成29年7月20日より農業委員と農地利用最適化推進委員を合わせた48名による新体制での活動を開始しました。

平成30年度の活動計画（案）の策定につきましては、農地利用状況調査を継続して実施し、調査に合わせて耕作放棄地の発生防止や解消を促し、解消面積については、Ⅳの遊休農地に関する措置のところにありますとおり、過去実績から6.1ヘクタールを目標値とします。

認定農業者等の担い手の育成確保や利用集積については、関係機関との連携や地域での説明会等を利用し、ⅡとⅢのところにありますとおり新規の参入数は20経営体以上の増加を図るとともに、新たに集積面積は46ヘクタールの農地を集積し流動化を図ります。

今後も農業者の声を取りまとめて積極的に市への意見や要望を行うとともに、農業者の老後の生活安定のために農業者年金への加入推進や、家族間の話し合いにより経営環境の整備を図る家族経営協定の締結推進を継続して実施し、活動については、本市のホームページや農業委員会だより等を活用して市民への情報提供を行います。

次に、主要事業としまして、10項目を挙げております。活動計画のページの後に主要事業のページがございますので、御覧ください。

主要事業の内訳は、1.農地流動化関係事業、2.農地の利用状況調査、3.農業者年金業務受託事業、4.農政活動の推進、5.松山市への農業施策に関する意見の提

出、6. 納税猶予に関する相続税額の免除に対する適正な対応、7. 農地台帳システムのデータ整備、8. 農地法に基づく許可業務の厳正・適正な運用、9. 広報活動の強化、10. 研修活動の充実でございます。

その中で特に重要な4事業につきまして、概要を御説明いたします。

まず、1番目の農地流動化関係事業ですが、関係機関と連携し、認定農業者等の担い手への農地の利用集積の推進を図ります。

次に、2番目の農地の利用状況調査については、今年度も遊休農地や無断転用を把握し、解消に向けて適正な指導を行ってまいります。

なお、遊休農地については、農地の所有者への利用意向調査を実施し、農地を借りることを希望される方への利用調整を行います。

次に、5番目の松山市への農業施策に関する意見の提出については、後で詳細を御説明しますが、これは、松山市長に対し、農業者の利益機関として市の農業関係の予算や施策への改善意見の提出を実施するものです。これは、今年度実施する予定となっております。

最後に、8番目の農地法に基づく許可業務の厳正・適正な運用ですが、許可業務の実施にあたっては、厳正かつ適正に運用するとともに、転用許可後の追跡調査や無断転用事案についても調査し、早期発見・指導を行います。

以上が主要事業についての御説明でございます。

なお、「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」、また、「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の案につきましては、本日の総会で御承認いただいた後、市のホームページに掲載しまして、国へ報告を行う予定でございます。

以上でございます。

渡部 泰明 会長

はい、ただいま事務局から、平成30年度事業計画案についての説明がありました。本件に関して、御意見・御質問等はございませんか。

〔意見等なし〕

渡部 泰明 会長	<p>それでは、本件につきまして御承認いただけますでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり承認されました。</p> <p>次に、ただいまの「(2) 平成 30 年度事業計画 (案)」について、事務局から説明を求めます。</p> <p>いままで全てですね。終わりですね。はい、はい。</p> <p>それではお願いなんですけれども、事業計画「(案)」がついておりますけれども、「(案)」という字を消していただけますでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>次に、(3)「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の作成について」を議題といたします。事務局から説明をしてください。</p>
片山 剛 主査	<p>失礼いたします。それでは、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について御説明させていただきます。</p> <p>お手元にお配りしている『松山市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)』を御覧ください。</p> <p>指針の内容については、昨年 11 月 10 日の委員研修会と今年 3 月の第 167 回総会で概要を少し御説明させていただきましたが、指針の策定にあたり、改めて御説明させていただきます。</p> <p>まず、第 1 にある指針を策定するにあたっての基本的な考え方についてです。</p> <p>皆様も御存知のとおり改正農業委員会法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、全国の農業委員会では「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置付けられました。</p> <p>そこで、本市も農業委員会法第 7 条第 1 項に基づいて農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して地域の特性も配慮しつつ、「農地等の利用の最適化」が一体的に</p>

進んでいくように本市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を定めることになりました。

なお、この指針の目標年度は、平成 25 年 12 月に国が策定した「農林水産業・地域活力創造プラン」の目標年度が平成 35 年度とされていることから、これに準じて、目標年度を平成 35 年度として、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期である 3 年ごとに検証と見直しを行うこととします。

次に、第 2 の具体的な目標と推進方法の 1. 遊休農地の発生防止・解消について御説明いたします。

(1) の遊休農地の解消目標ですが、平成 28 年度に実施した農地の利用状況調査で確認された本市の遊休農地面積は 11 ヘクタールでした。

目標数値の設定の考え方ですが、平成 28 年 4 月 1 日に全国農業会議所が策定した「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動推進要領」の中の「運動の目標」として「遊休農地ゼロに向けた取り組み強化」とあることから、これに準じて、1 年間の解消面積の目標を 2 ヘクタールとして、担い手への農地集積等の利用調整を進めることにより、遊休農地の解消を図り、6 年後の平成 35 年 4 月における遊休農地の面積の目標を 0 ヘクタールとしました。

次に、(2) の遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法としては、農業委員と農地利用最適化推進委員による農地の利用状況調査や利用意向調査を実施すること、また、従来の農地パトロールの中で行っていた違反転用の発生防止・早期発見など、農地の適正な利用の確認に関する現場活動などを適宜行うこととします。

農地等の集積・集約化については、農地の利用意向調査の結果により、農家の意向も踏まえて、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定等による農地の貸借、利用権設定等促進事業により農地の利用調整を推進し、遊休農地の発生防止・解消を図ることとします。

次に、裏面の 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について御説明いたします。

(1) の担い手への農地利用集積目標ですが、現状の農地の集積面積は、2,019 ヘクタールです。

目標数値の設定の考え方ですが、松山市が平成 28 年 9 月に策定した「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」の中で、概ね 10 年後に「効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標を 40%」と設定していることから、これに準じて、平成 35 年 4 月の集積面積の目標を松山市管内の農地

面積の 2,298 ヘクタールとし、1 年間の集積面積は、46.5 ヘクタールを目標としました。

(2) の担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法としては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定による農地の貸借を促進し、担い手への農地利用の集積を図る農地の利用権設定等促進事業や、担い手農家と農地の所有者との意向に基づく結び付けを行い、条件が合った場合には、農地中間管理機構が進める農地中間管理事業の活用も検討します。

次に、3. 新規参入の促進について御説明いたします。

(1) の新規参入の促進目標ですが、現状の新規参入数は、95 経営体です。

目標数値の設定の考え方ですが、過去 3 年間の新規参入数の実績を平均した数値である 20 経営体を 1 年間の目標として、平成 35 年 4 月には、新規参入数の目標を 215 経営体としました。

(2) の新規参入の促進に向けた具体的な推進方法ですが、まず、関係機関の連携については、愛媛県農業会議、松山市や J A、農地中間管理機構等の関係機関と連携し、情報の共有を図り、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者、法人を含む、や貸借可能な農地の把握に努め、新規参入者の希望に応えられる体制を整えることとし、農業委員及び農地利用最適化推進委員は、新規に農業へ参入する経営体の定着を図るため、参入後の就農相談等のフォローアップに努めることとしました。

以上が指針の案の内容でございます。

補足の説明となりますが、平成 28 年 4 月 1 日に施行された改正農業委員会法の第 6 条第 2 項に「農地利用の最適化の推進業務」ということが規定されました。

具体的には、先ほどの指針案にも入っているとおり、「担い手への農地利用の集積と集約化」、「遊休農地の発生防止と解消」、「新規参入の促進」ということで、以上の 3 点を農地利用の最適化の推進活動としています。そして、これらの推進活動を定めた指針に基づいて、農業委員と農地利用最適化推進委員の皆さまが、日常的に現場活動を行っていただくというものです。

冒頭で指針の見直し時期については、改選期の 3 年ごとの見直しと申しましたが、今後の農業情勢などの変化に応じての見直しは可能ですので、今後も見直しが必要な場合は、委員の皆様の御意見をお聞きしながら、総会で御審議いただきたいと考えております。

	<p>今後の予定でございますが、この指針の案を御承認いただきましたら、松山市のホームページで公表する予定でございます。以上で説明を終わります。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。以上で説明は終わりました。</p> <p>本件に関して御意見等はございませんか。</p>
江戸 貴幸 委員	<p>かまいませんか。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、どうぞ。</p>
江戸 貴幸 委員	<p>あの、桑原の江戸なのですが、具体的な目標の推進方法の欄の、現状平成 29 年 4 月の管内農地 6,230 ヘクタール、遊休農地面積 11 ヘクタールとあるんですが、この遊休農地 11 ヘクタールはどういう農地なんですか。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、事務局。</p>
片山 剛 主査	<p>失礼します。耕作は現在されていない、荒廃はしているが手を入れれば農地として使用が可能である、言うたら使える状態ではあるんだけども……</p>
江戸 貴幸 委員	<p>水田。</p>
片山 剛 主査	<p>水田も樹園地もです。そういった農地を利用状況調査で……</p>

江戸 貴幸 委員	それが 11 ヘクタールくらいだとは思えんのやけどな。もっとあるんじゃない。
片山 剛 主査	農業委員会で調査をしまして把握できた農地の面積として、これだけあるということ……
江戸 貴幸 委員	それが 11 ヘクタール。
片山 剛 主査	となっております。
江戸 貴幸 委員	それはおかしいのう。それこそ現状とかい離しとんじゃない。
片山 剛 主査	<p>あの、利用状況調査において分類分け、委員の皆さまには以前、国の判断基準、例えばA分類B分類というような判断基準の御説明は差し上げたと思うんですけども、B分類というのはもう山林の様相を呈しているとか、そういった状態で手を入れてもなかなか農地として戻すことができない、という状態でB分類としているところ。</p> <p>それでこのA分類というのが、いま言ってきました遊休農地で、多少手を入れれば農地としては復元できますよ、というところを利用状況調査で回りまして、把握した面積がこの 11 ヘクタールということで挙げさせてもらっているんです。</p> <p>それでまた今年もそういった利用状況調査を行いまして、そういう面積もまた変わってくると思うんですけども、把握に努めたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
渡部 泰明 会長	江戸委員、いまの説明でよろしいでしょうか。

江戸 貴幸 委員	結構です。
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。他にございませんか。</p> <p>それでは、本件につきまして御承認いただけますでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは御異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は、原案どおり承認されました。そこでお願いなんですけれども、議案書の議題3の1ページの「(案)」の「(案)」を削除していただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、次に、(4)「松山市農業施策に関する意見の提出について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
片山 剛 主査	<p>失礼いたします。松山市農業施策に関する意見書の案について、御説明いたします。</p> <p>この「松山市農業施策に関する意見」については、農業委員会等に関する法律第38条により、「農地等の利用の最適化の推進に関する事務を効果的に実施する必要があると認めるときは、農業委員会が関係行政機関等に施策の改善も含め、具体的な意見を提出しなければならないこと」と規定されています。</p> <p>前年度は、平成29年7月に委員改選があり、平成30年度の市の予算編成の時期までの意見集約、及び意見書の提出が難しい状況であったため、実施を見送りましたが、来年度、平成31年度の予算編成に間に合うよう松山市長へ意見書を提出するものです。</p> <p>意見書案の内容につきましては、昨年11月10日の委員研修会と今年3月の第167回総会の際に御説明しましたが、最終案として改めて御説明させていただきます。</p> <p>平成29年11月から平成30年1月にかけて委員の皆さまからいただいた意見の集計結果と、それらを基に作成した意見書の案をお手元にお配りしていますので、御覧ください。</p> <p>平成29年度に集計したアンケート件数は、改選前、改選後の委員から合計21通</p>

あり、その内容を分野別に並べると多い順に、「耕作放棄地対策について」、「有害鳥獣対策について」、「担い手の確保、育成と支援・就農対策について」などとなっております。

このデータに加え、アンケート回答の内容やアンケート回答件数等を参考にし、役員会にて今回の意見書の項目を検討した結果、「耕作放棄地の発生防止と解消に向けた取り組みについて」、「有害鳥獣対策の強化について」、「担い手の確保、育成と就農対策について」、「農業所得の向上と経営の安定について」の4項目を意見として提出することとなりました。

ただいまから内容を読み上げたいと思いますので、お手元の意見書案を御覧ください。

平成31年度松山市農業施策に関する意見。

国内農業を取り巻く状況は、担い手不足、耕作放棄地の増加、有害鳥獣被害の拡大など、多くの問題に直面しています。

また、国外に目を向けると、日欧EPA、TPPをはじめとした自由貿易・経済連携協定の進展など、ヒト・モノ・サービスが国境を越えて自由に行き来する時代の到来が、より加速化しています。

こうした状況に対し、国内農政においては、「農業競争力強化支援法」が施行され、資材事業・流通・加工の事業再編等を促進するなど、生産段階にとどまらない農業の構造改革を推進することにより、農業者の競争力の強化を支援しているところで

す。

松山市農業委員会では、「農業委員会等に関する法律」の改正に伴う新体制がスタートし、同法で必須業務となった「農地等の利用の最適化の推進」に関する業務を重要な責務として捉え、松山市における農業振興の礎となれるよう、あらゆる面において積極的に取り組んでいく所存です。

そのため松山市においても、松山市農業委員会の業務に御理解、御協力をいただき、松山市の特性に応じた施策を推進されますよう希望するところです。

以上のことから、平成31年度の予算編成、並びに農業施策の推進にあたり、本市農業をより魅力的な産業に発展させていくために、「農業委員会等に関する法律」第38条第1項の規定により意見書を提出いたします。

1. 耕作放棄地の発生防止と解消に向けた取り組みについて

松山市農業委員会は、市内農地の利用状況調査と利用意向調査を行っているほか、近隣の農地に雑草が繁茂するなどして生活環境に悪影響が出ている、などといった市民からの相談に対しても、現地調査の上で所有者へ指導を行うなど、耕作放棄地

の把握と発生防止、解消に努めています。

しかし、農業者の高齢化による労働力不足や土地持ち非農家の増加など、耕作放棄地増加の要因はなお多く存在しています。

そこで、耕作放棄地の発生防止と解消に向けた取組みにつきましては、松山市と松山市農業委員会が相互に連携し、効果的な取組みを継続・拡充していく必要があることから、次の施策を講じられるようお願いいたします。

(1) 耕作放棄地の発生防止について

①「人・農地プラン」の見直しに際し、松山市は、農業委員や農地利用最適化推進委員を初めとした関係機関との情報交換を密にし、新規就農者や担い手が農地の耕作権を取得しやすくなるような農地の基盤整備や集積・集約化などの支援に努めること。

②耕耘や農地の雑草・雑木の伐採など、農地の管理にともなう作業を受託する組織の情報を取りまとめ、農地の所有者に広く周知すること。

③耕作放棄地の発生防止に関しては、各機関が相互に連携することが重要であるため、農地法の定めによる農地利用状況調査、及び農地利用意向調査の実施に際しては、松山市農業委員会と松山市が人的・時間的に協力し、農地の所有者、または耕作権者が、その農地を有効に活用できる方法を適時に提供できる体制の構築に努めること。

(2) 耕作放棄地の解消について

①耕作放棄地の復元にあたっては、事業者の負担が大きいことから、現行の対策事業の活用を引き続き推進するとともに、事業規模の拡大を検討すること。

②農業意欲の拡大や地域景観の維持を図るため、松山市、松山市農業委員会、及び関係機関の連携のもと、耕作放棄地の解消に関するモデル事業の実施を検討すること。

③農地中間管理機構の活用を含め、借り受け希望のない農地の管理や再生の方法について検討を行い、必要な施策を実施すること。

2. 有害鳥獣対策の強化について

有害鳥獣による農作物への被害は、特に中山間地域の農業者にとって切実な問題であり、営農意欲の減退の後には農業所得の減少や耕作放棄地の拡大など、多方面への影響が懸念されます。

平成 28 年度の有害鳥獣の捕獲数は、イノシシ 2,131 頭、サル 83 頭、シカ 174 頭、

カラス 64 羽でした。また、被害面積は、1,331 アール、被害金額は、3,358 万 4,000 円であり、前年度より増加傾向でありました。

松山市は、第 3 期の松山市鳥獣被害防止計画を策定し、「駆除」「防除」「環境整備」の三本柱からなる総合的な鳥獣対策として、防護柵の設置助成や大学と連携した集落主体の被害防止活動の推進を行うほか、平成 30 年度からはハクビシンを捕獲報償の対象に加えるなど、多様な施策を展開しています。

一方で、現場で活躍する農業者や狩猟者は、高齢化と共に年々減少し、その確保・育成が引き続き課題となっています。

こうした状況のもと、有害鳥獣対策の強化を通じて松山市の農業の更なる振興を図るため、次の施策を講じられるようお願いいたします。

(1) 有害鳥獣の「駆除」「防除」について

①狩猟免許取得経費に対する補助を継続するとともに、狩猟免許更新時手数料についても補助の対象とすること。

②狩猟者の捕獲技術向上を目的とした研修会などによる指導を継続すること。

③モンキードッグ導入に対する補助を拡充するほか、先端技術（情報通信技術など）を活用した捕獲機材の導入を推進すること。

(2) 集落の「環境整備」について

①鳥獣に強い集落づくりを目指し、産学官が連携したモデル事業を推進し、得られた知見を用いて、地域の特性に応じた環境整備に取り組むこと。

(3) 捕獲した鳥獣の食肉の利活用について

①捕獲した有害鳥獣の食肉を資源として有効利用ができれば、捕獲数の増加に伴う被害の軽減により、農業所得の回復が見込まれるため、J A・猟友会などの関係機関と連携し、現在埋設処理している捕獲鳥獣の肉を加工・商品化するなどの施策を行うこと。

3. 担い手の確保、育成と就農対策について

松山市の認定農業者は 900 名に達し、「人・農地プラン」の推進により地域の農業生産意欲は高まる要素を持っています。

しかしながら依然として、農業者の高齢化や後継者不足といった問題は続いており、耕作放棄地の増大による耕作意欲の減退も懸念されています。

青年の新規就農者やUターン農業者などが地域に溶け込み、地域の担い手として定着していくためには、多くの課題を乗り越えていかなければなりません。

そこで、地域の担い手を確保し、地域農業を維持・発展させるため、次の事項についてお願いします。

(1) 新規就農者の確保について

①新規就農者の農業への定着を促進させるための農業次世代人材投資事業や、次世代農業者サポート事業などの措置を継続して実施するとともに、資金受給者である者とならない者を問わず、就農状況を追跡調査することにより、次代の就農希望者に対するモデルケースを提示し、就農意欲を喚起すること。

②認定農業者や農業委員、農地利用最適化推進委員、及び関係団体の協力のもと、小学生から大学生までを広く対象とした農業体験事業を実施するなどし、農業を志す若年者が増えるよう努めること。

③Uターン就農者や定年後就農者に対するサポート体制を継続するとともに、地域活動への参画を促し、速やかに地域に馴染めるような支援を行うこと。

(2) 担い手の支援について

①日々変化する地域の農業情勢に柔軟に対応するため、「人・農地プラン」の見直しを継続して進め、地域の担い手である小規模農家も問題解決意欲を共有できるよう努めること。また、地域の話し合いに際しては、農業委員、及び農地利用最適化推進委員との情報連携を密にすることにより、地域間での意見交換による課題解決に努めること。

②全国的に基幹的農業従事者の約4割を女性が占めているものの、女性の農業経営者は全体の7%程度である。また、例えば農業委員に占める女性の人数は、松山市の場合、24名の定数に対し1名となっている。

男女共同参画社会の推進が叫ばれる中、女性の活躍促進は、農業のみならず日本全体の共通課題であることから、女性農業者の経営力の向上を図るとともに、女性の活躍推進に取り組む経営体に対する支援を実施すること。

③農地の耕作権取得から農機具導入、規模拡大に至るまで、農業を行うにあたっての投資は、個人、法人を問わず大きな負担となる。

このことから、農機具導入や規模拡大などに際し必要な資金について、小規模農家も含めた地域の担い手を対象として支援すること。

(3) 集落営農・法人化の促進について

①地域の担い手が存続・成長していくためには、集落での農業経営に関する情報共有や農家同士の意思疎通の強化が必要であるため、地域の営農実態を踏まえなが

ら、集落営農組織への支援を行い、その育成、及び規模拡大の促進に努めること。

②安定した農産物の生産から加工流通までの多角化した経営による地域農業の活性化を図るため、農業経営体の法人化を促進し、その取り組みに対する資金・情報・機会の提供などの支援に努めること。また、法人間の人材交流による従事者の能力・資質向上を促進すること。

4. 農業所得の向上と経営の安定について

我が国の農業は、農畜産物価格の低迷や農業生産資材の高騰などの状況が続いており、日欧EPA、及びTPPへの参加により、今後も一層不透明な情勢となることが懸念されています。負の情勢となれば、大規模、小規模に限らず、農業経営の厳しさが増します。

松山市では、地元産農産物のブランド化、六次産業化などによる販路の拡大に取り組んでいるところですが、農業所得の向上と安定のため、それらの事業は早急に拡充される必要があると考えるため、次の施策を講じられるようお願いいたします。

(1) 農産物のPRとブランド化の推進について

①「まつやま農林水産物ブランド」認定品に係るPRについて、これまでの首都圏、中京圏、近畿圏、及び九州圏だけでの活動に限らず、他の都市圏においても実施することにより、日本全体へのブランド品イメージの浸透を図ること。また、その他の農産物についても県、及び周辺市町との連携の上、販路拡大に努めること。

②農産物のPRにあたり、市場や店舗での活動だけでなく、テレビ番組での紹介や、インターネットなどを活用した広告活動についても拡充を図ること。

(2) 農業の六次産業化の推進について

①松山市内においては、生産した農産物を自ら加工・販売するなどの六次産業化に取り組んでいる経営体があります。

今後もこうした経営体が増加していくことが予想されますが、生産者が加工・販売まで行うには人的にも資金的にもコストがかかります。

そこで、六次産業化を図ろうとする生産者と、加工・流通を主とする事業者のマッチング、または六次産業化を図ろうとする者に対する資金面、情報面でのサポートを行うこと。

②国の「六次産業化・地産地消法」施行に伴い、松山市においては「松山市地産地消促進計画」が策定され、生産支援や流通量の増加など、地元消費の拡大を目指した取組みがなされています。

	<p>農業所得の向上のためには、地域内循環による安定した農業収入の確保が必須と考えられることから、六次産業化を踏まえた地産地消を引き続き推進すること。</p> <p>また、「松山市地産地消促進計画」の定時見直し・フォローアップを行い、時勢に応じた施策を柔軟に実施すること。</p> <p>③地元農産物を味わえる機会の拡大を図るため、地域の飲食店との連携や、直販所・マルシェなどの展開を検討すること。</p> <p>(3) 農業経営の安定化について</p> <p>①認定農業者に対する支援措置を広く周知するとともに、基本構想水準到達者の認定農業者への申請を促し、農業経営の更なる安定化を図ること。</p> <p>②松山市、松山市農業委員会、JAなど関係機関が連携し、栽培技術や設備の導入に関するサポートはもちろんのこと、資金や税務申告、家族経営協定や農業者年金など、農業経営体としての総合的な支援体制を強化すること。</p> <p>以上でございます。以上が意見書案の内容でございます。</p> <p>なお、意見書(案)については、本総会で御承認いただけましたら、委員の皆様を代表して役員の皆さまが6月6日に松山市長に提出する予定となっております。以上でございます。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。ただいま、松山市に対する施策に関する意見書の提出について、説明がございました。</p> <p>このことに対する御意見・御質問等はございませんか。</p> <p>[宮内祥二郎委員挙手]</p>
渡部泰明会長	<p>はい、どうぞ。</p>
宮内祥二郎委員	<p>有害鳥獣対策の(1)の③「モンキードッグ導入に対する補助を拡充すること」とあります。うち、小野に入っているモンキードッグはい、はっきり言って役に立</p>

	<p>っておりません。他も聞くと、あまり役に立たないという噂を聞きます。</p> <p>それなのに補助を拡充するというのはどういう訳でしょうか。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、事務局。</p>
片山 剛 主査	<p>失礼いたします。今まで導入された地区、何地区かあると思います。で、猿の被害に悩まされている地区がほとんどだと思うんですけども、そういった所で追い払いの効果を、今現段階でも即時性というか即効性というのはまだ低いところかもしれないんですけども、そういった導入数を増やすことによって、追い払い効果、追い払うことによる被害の軽減というところを目指して、松山市としても取り組んでいるということがございますので、そういうところの数を増やして、また検証は当然して行って、効果的な対策を、また見直しをしながらやっていかないとはいえないと思うんですが、そういったところも、まだ、猿の被害に悩まされている地区というのも多々あると思いますので、そういう所でも導入してもらいたいというところで、こういった意見を出させていただきたいというところで、意見書の中に入れていたるところでございます。</p> <p>〔宮内祥二郎委員挙手〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、宮内委員。</p>
宮内祥二郎委員	<p>あの、モンキードッグを導入というのは、聞きますと、猿自体でやるんじゃないのに、人形で訓練をするらしいんで、現場に出るとなかなか動かんようになる、まあこれは小野の人の話なんですけど、そうやっていわれております。</p> <p>もうちょっとあの、訓練をしっかりと確認されて、確実な猿を追う犬を導入できるのであれば、こういう補助を拡充するのは賛成だと思うんですが、いい加減な犬を</p>

	<p>導入するようであれば、意味が無いと思いますので、そここのところの調査をよろしくをお願いします。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい事務局、それで検討できますか。</p>
片山 剛 主査	<p>そうですね、また市長部局の方にも委員の御意見をお伝えしまして、そういった訓練内容の見直しとか効果が出るような訓練をして、実際に対策を取っていただきたいということはお伝えしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、委員よろしいですか。他にございませんか。 それでは、御異議なしと認めます。</p> <p>〔白石研策委員挙手〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>どうぞ。</p>
白石 研策 委員	<p>昨年の7月の農業委員会のちょうど改選時期の16日に、愛媛県全体は出ましたが、松山市の放棄地、所有権の無い土地って何パーセント、愛媛県で30%所有権が無い、ということでね、心配しました私も。ですから一般質問で申し上げました。 所有権が無かったらね、30%愛媛県で無い。松山市で何十パーセント無いかと、それが知りたい。</p>
渡部 泰明 会長	<p>白石委員、あの、いまですね、この意見書案についての議題でありますので、総合的なものは、最後にまた質問をお受けしますので、そのときをお願いしたらと</p>

<p>渡部純三主幹</p>	<p>思います。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>ないようでしたら、原案のとおり承認をいたします。なお、「意見書(案)」の「(案)」部分を削除していただきたいと思います。</p> <p>それでは、続きまして「その他」に入ります。事務局から何点か報告と連絡がございます。事務局からお願いをいたします。</p> <p>はい、それでは私の方から別段面積の検討について、御報告をさせていただきます。</p> <p>まず、下限面積の別段面積につきまして、御説明させていただきます。</p> <p>下限面積の別段面積とは、農地法第3条許可申請をする場合の許可後において一定面積以上の耕作面積に達しなくてはならない面積のことでございます。</p> <p>また、この別段面積につきましては、農林水産省経営局長通知により、農業委員会は毎年、別段面積の設定または修正の必要性について検討してください、という通知が来ております。</p> <p>それで、5月の10日に開催されました第169回の総会におきまして、下限面積の別段面積について御審議をいただきました。その結果、50アールから30アールに変更してから4年経過をいたしました。申請件数の増加に伴う農地の流動化や、新規農業者の育成、農業者の負担軽減に一定の効果があり、また、県下他市町の状況、及び近隣市町とのバランスも考慮し、今年度におきましても前年度と同様に下限面積を30アールに決定をいたしましたので、御報告をいたします。</p> <p>なお、御参考までに169回の総会で使用しました別段面積の検討資料がございますので、御覧いただけたらと思います。</p> <p>まず表1の方でございますが、以前の許可基準、50アールのときですが、そのときには許可にならなかったものでございます。下限面積が30アールに下がったことにより、新たに許可となったものでございます。</p> <p>次に右側の2表でございますが、こちらは過去5年度分の3条の許可処理状況でございます。</p> <p>続きまして2枚目なんですけれども、表3でございます。こちらは経営面積別の世帯数の分布になっております。施行規則によりますと、定めようとする面積未満</p>
---------------	---

	<p>の農家の数が、全体の 40%を下回らないように算定されるものであることと、定められております。</p> <p>それによりますと、基準上、下限面積を 20 アールまで下げることは可能となるんですけども、仮に 20 アールに変更した場合、20 アール未満の農家世帯のほとんどが、10 アール未満の農家世帯というようなことになってまいります。</p> <p>次に 2 枚目でございますが、こちらは県下の 3 条の下限面積の状況でございます。表は昨年状況でございますが、近隣市町につきましては、総会前に電話で各市町の農業委員会に問い合わせを行い、確認を行いました。東温市、松前町、砥部町、伊予市では変更無く 50 アールということでございます。そして今治市は 30 アールということで変更無い予定ということでございました。</p> <p>最後に 3 枚目でございますが、こちらは施行規則の抜粋でございます。別段面積の基準について記載がされておるところになっております。以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	はい、次どうぞ。
片山 剛 主査	<p>失礼いたします。続いて、農地の利用状況調査について御説明をいたします。</p> <p>お手元の「農地パトロール（利用状況調査）について」と書かれた資料を御覧ください。</p> <p>4 の「法令・用語の説明」のところに書いていますが、この調査は、農地法第 30 条に規定されており、実施が法律で義務付けられている調査です。</p> <p>条文を読み上げますと、「農業委員会は農林水産省令で定めるところにより、毎年一回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査を行わなければならない」となっております。</p> <p>それでは、今年度実施する調査の流れについて、大きく三つ、「保全～遊休農地レベルの調査」、「農地の利用意向調査」、「農地・非農地判断にかかる調査」に分けて御説明いたします。</p> <p>まず一つ目、「保全～遊休農地レベルの調査」についてです。</p> <p>2 の「実施方法」に書いていますが、前年度までに保全または遊休状態であった農地と、これまでに新たに確認した遊休農地の現地調査を、地元委員さんと事務局</p>

職員とで行います。現地では、地図や航空写真等をもとに、写真撮影を行いながら現状把握を行います。

調査の時期は、1の実施時期に書いているとおり、6月～9月の間で実施し、調査日時については、事務局職員から各委員さんに別途事前調整をさせていただきます。

農繁期にあたりますが、委員には最低でも1日以上は調査に御同行いただき、御確認いただきますようお願いいたします。

次に二つ目、「農地の利用意向調査」についてですが、利用状況調査資料の②を御覧ください。これは、先ほどの現地調査の結果、遊休農地であると判断された農地について、所有者に対して今後その農地をどう利用したいのかを書面で回答いただくものです。

調査に際しては、農地台帳や公簿等にて所有者の住所等を調べた上で、事務局より所定の意向調査様式を送付して行います。

実施時期は、11月頃を予定しており、調査書を発送する際には、発送先や該当農地の状況について、地元委員に事前に再確認いただくことがあると考えておりますので、その際には御意見をよろしくお願いいたします。

そして三つ目、「農地・非農地判断にかかる調査」についてです。

利用状況調査資料④を御覧ください。これは、再生利用が不可能と見込まれるほど荒廃した農地について、農地・非農地判断を行うために実施する現地調査であり、一つ目で御説明した利用状況調査や、前年度までの調査でB分類であった農地について、改めて現地を確認し、最終的に総会で農地・非農地判断をする際の資料とするものです。

農地・非農地判断は、本市農業委員会ではこれまでほとんどされておりませんが、利用状況調査資料③-1と2の「農地法の運用について」という国の通知に基づき、着実に履行していくことが必要と思われれます。

この調査は、9月～10月を予定しております。

調査の体制の案としては、例えば、委員2名以上と職員2名以上が同行して現地調査を行い、農地・非農地判断の議案にあげるかどうかを判断します。その後、年度内の総会で農地・非農地判断を行い、農地でないと判断された土地については、所有者等にその旨、通知を行うとともに、農地台帳から削除します。

なお、この農地・非農地判断に至る体制については、これまでの総会の状況から

考え、委員の間で議論が必要かと思われま

す。調査を実施する期間や人員にも限りがあり、現地確認の人員や体制、総会で農地・非農地判断を取扱う件数等についての御意見をいただきたいと思

いますのでよろしくお願

いいたします。以上、利用状況調査に関して大きく3点の御説明をいたしましたが、最後に、農地の荒廃状況の判断基準を改めて御説明いたします。

まず、程度の良い方から順に、「営農」「保全」「2号遊休農地」「1号遊休農地」「再生不能な荒廃農地」という言い方で御説明いたします。

「営農」は、現に耕作されている農地、「保全」は、耕作はされていないが草刈りなどがなされており、速やかな耕作の再開が可能な農地です。「2号遊休農地」は、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比べて著しく劣っている農地であり、判断の程度が難しいこと

もありますので、保全と同等として取扱います。また、「1号遊休農地」は、過去1年以上耕作されておらず、今後も耕作の見込みのない農地で、荒廃農地の分類上での「A分類」、つまり、抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の耕作が可能となる農地と同じ扱いとなります。

そして「再生不能な荒廃農地」は、「B分類」と呼び、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、または周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる荒廃農地を指します。進入路の荒廃などにより近づくことが難しい農地についても、B分類にさせていただいてかまいません。

以上、判断基準を簡潔に御説明いたしました。

農地・非農地判断は、このB分類農地を対象として、最終的に総会で議決を行うこととなりますので、先ほども申し上げましたが、B分類農地にかかる現地調査から総会での議案審議に至るまでの実施体制について御審議いただき、円滑な事業の実施が可能になりますようお願い申し上げます。以上でございます。

失礼します。続きまして、農業者年金の加入推進について、御説明いたします。事務局から、農業者年金の加入推進に関する御報告とお願いがございます。

皆さまには、日頃より農業者年金の加入推進活動に御尽力いただきまして誠にありがとうございます。

平成 29 年度の松山市の加入目標数は 6 名で設定しておりましたが、加入実績は 7 名で達成率が 116.7%でした。

また、愛媛県全体での加入目標数は、57 名に設定しておりましたが、加入実績は 62 名で達成率は 108.8%でした。

加入推進の取組みについては、他の自治体でも非常に苦慮されている中、加入推進部長さんをはじめとする委員の皆さまの御尽力もあり、松山市としても愛媛県としても目標を達成することができました。

また、平成 30 年度の松山市の加入目標数は 8 名で、愛媛県全体の加入目標数は 56 名です。

委員の皆様には、お手元にお配りしているカラーの A 4 サイズのパンフレットを参考に担当地区の農家の方々への啓発に御活用いただき、今後も引き続き加入推進に努めていただきますよう御協力をよろしくお願い申し上げます。

パンフレットは事務局に予備がございますので、必要な方はお気軽にお申し付けください。農業者年金について、興味を持たれた方がおられましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。

続きまして、家族経営協定について御説明します。

家族経営協定は、家族間の役割分担や休日・報酬などについて、家族で話し合いを行い、家族みんなで共同・協力をして、これまで以上に意欲的、効率的に農業を行っていくための指針となるものです。

松山市における平成 29 年度の加入実績は、新規締結が 8 世帯となっております。

皆様のお手元に家族協定に関する説明資料及び協定の雛形を配布していますが、内容につきましては、御家族の話し合いで決めていただき、協定書の作成は、話し合いに基づいた内容に沿って事務局の方で作成し、最後のページに捺印をしていただいた上で「協定書」となります。

現在、既に協定を締結し、認定農業者となっている御家族の方がいらっしゃる場合には、協定に参加されている他の家族の方も認定農業者になることが可能であること、農業者年金の保険料について国の補助を受けることができるなどのメリットもあります。

また、現在、認定農業者の方で協定を締結されていない方でも、認定の際に協定を締結することが要件の場合もありますので、今後も認定農業者の方への協定締結推進についても御協力をお願いします。

	<p>続きまして、活動記録簿の回収についてなんですけれども、委員の皆さまに昨年末に配付いたしました2018年の農業委員会活動記録ノートについては、今年1月から12月までの日々の活動記録を御記入いただいていることと思います。</p> <p>毎年5月の総会の際、回収していましたが、今年度の回収は来年の1月頃に一年分を御記入いただいていると思いますので、改めて御依頼をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、回収の際には、改めて文書等で御連絡させていただく予定ですので、お忙しいところお手数をお掛けしますが、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、事務局はもうこれでありませんか。</p> <p>はい、それではただいま事務局からの報告が終わりました。これまでのところで委員の皆さま、御質問等、御意見等ございましたら挙手をしてお受けします。</p>
白石 研策 委員	<p>はい。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、白石委員。</p>
白石 研策 委員	<p>年金というのはね、大変、私らのときに農業者年金千人以上と、それでやめましたからびっくりしておるんですが。</p> <p>年金は国民年金と厚生年金と、二つあります。それで、いつも心配しておりますのは、勤め人の年金は26年度くらいまではですね、勤め人の皆さんの一年間の年金額を言いますと、227万ぐらい。原価ですね。</p> <p>ところが、受給額ですよ、受給額。一年間のもらう年金は、勤めていらっしゃる方が平均の受給額、年金、227。ところが国民年金、これは最高額が80万ですから、受給額の方は77万です。どんどんどんどんこれ減ってんんです。</p> <p>去年は国民年金と共済年金が合併したから、いま国民年金が減ったんじゃないか</p>

とありますが、国民年金と共済年金、これを分けたものですからね、年金の一元化は大失敗、日本の失敗だと思っておりますが、いまだれくらい両方の、厚生年金と国民、国保の年金との一年間の受給額があるか、これをお尋ねしたいのと、先ほどの農地面積ですね、松山市の農地面積。これは7月の16日、昨年。徳島、香川、愛媛、高知と出ました。

それで、農地の所有権の無いのが愛媛は30%。そして、高知が36.4とはっきり出ました。その10日前に、25%以上という数字が出ております。それで7月16日に出されたものですから、私もたまりません。

四国は全部、空き家ばかりです。そのうえ、農地の所有権の無いのは36.4と、高知みたいになってしもたらいかんと。それで、農業委員会において減反政策って何ぞと。いつ始まったんぞと言いたい。1970年、昭和41年です。遠い所から誰だっで荒らすんです。農地が荒れ地が多いと言いますがどこが荒れ地や何やらわからん。昭和41年ですよ。それから遠い所から荒らします。荒らしますからどうしてもそういうふうになるんです。

そういうふうになったらどうしますか。それで私はそのことを聞いた。松山市はいま、どれほど所有権が無い土地があるかと。愛媛県で30%、松山市はどうなのかと。所有権、相続せんのです、皆さん。郵便局の変わったのもね、取って帰っておくちゅうのもいかんのです、あんなもん。

高知が36.4だったら3人分を2人で払いよるんです。そういうことを聞いたかったので、いま聞きました。

それともう一つは、その年金のことを、いまどうなっておるかということを知りたい。その二つ。

渡部 泰明 会長

はい、いま白石委員からの二つの質問が出ましたけれども、まず国民年金と厚生年金、これは、この会は農業委員会総会であります。まったく別物であろうと思えますので、この件は答弁はしません。

白石 研策 委員

ようせんのやろ。

渡部 泰明 会長	<p>はい、そうかもわかりませんがね。分野が違いますので。</p> <p>ただそれともう一つ、いまの農地の所有者不明、この件については最近国の方でも手続きがしやすいように改正をしておるとか、なったか、そういうふうな動きがありますけれども、いま、事務局で答えられる範囲で簡潔に答弁ができればしてください。</p>
藤久 壽基 次長	<p>いま、白石委員が言われた、確かに未相続農地が増えて、農地に限らずいろいろな土地に対して未相続地が増えて、そのことによっていろいろな支障が出ている、これも事実でございます。</p> <p>ただですね、結論からいって、松山市がそれで何十パーセントだというのは把握しておりません。愛媛県が20～30くらいの数字であろうというのは、ざっと記憶しておりますが、未相続地の解消、相続についてはですね、農業委員会だより等で相続をきちっとしてください、という啓発は農業委員会としてももちろんしておりますけれども、農業委員会の業務は、そういう相続を推進していただくのがいいのはわかっておりますけれども、特に相続を推進する、またその調査をしたりいろいろする機関ではなくて、農業委員会は先ほどにも事業計画等が出てきたとおり、法律で定められた農地利用の最適化の推進を進めるのが農業委員会の業務であり、委員の業務です。</p> <p>ですから、利用状況調査、それによる意向調査等に基づいてですね、荒廃農地の解消とかですね、担い手への集積、相続ができていないんだったらその人の法定相続人を通じて利用集積を進めていくというようなことへの事業を推進していく、これが重要な事業だと理解しております。以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。委員の皆さん、他に何かございますか。</p> <p>ないようでしたら、以上で松山市農業委員会総会における議事を、これをもって終了いたします。</p> <p>引き続き、皆さま方のお手元にも配布されておりますけれども、農業委員会互助会総会に入りたいと思います。</p> <p>まず、「平成29年度農業委員会互助会の会計報告について」を議題といたします。</p>

<p>片山剛主査</p>	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>失礼いたします。それでは、平成29年度農業委員会互助会会計を報告します。</p> <p>まず、収入の部につきまして、会費が毎月、委員報酬から一人2,000円徴収させていただいており、金額につきましては103万2,000円となっております。</p> <p>雑入につきましては8円で、平成28年度からの繰越金が201万8,583円、合計305万591円となっております。</p> <p>続きまして、支出の部につきまして、委員視察研修に22人が参加しまして、72万460円を要した費用のうち、互助会からは研修費として21万1,200円を支払っております。</p> <p>交際費が6万6,956円で、雑費が委員改選に伴う還付金等として226万3,374円、合計254万1,530円となっております。</p> <p>以上、平成29年度収入額は、305万591円、平成29年度支出額は、254万1,530円。よって、平成30年度繰越額は、50万9,061円となります。以上でございます。</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。それでは、続きまして監事の青井委員から会計監査の結果報告をお願いいたします。</p>
<p>青井和子委員</p>	<p>それでは、監査報告をさせていただきます。去る5月10日、農業委員会事務局におきまして、平成29年度農業委員会互助会の決算の監査を行いました結果、その使途、及び帳簿、並びに証拠書類の全てが適切に処理されていたことを確認しましたので、御報告いたします。以上。</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。以上で会計報告、及び監事からの監査報告が終わりました。</p> <p>本件に関する御意見・御質問等はありませんか。</p>

渡部泰明会長	<p>〔意見等なし〕</p> <p>それでは、本件につきまして御承認いただけますでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明会長	<p>はい、では御異議なしと認め、本件は原案のとおり承認いたします。</p> <p>以上で、議案書記載の議案についての審議は全て終了いたしました。それでは、これもちまして閉会とさせていただきます。</p> <p>本日の審議は、全て終わりましたので、長い時間お疲れ様でした。また、速やかな議事進行に御協力をいただき、ありがとうございました。</p> <p>以上で、議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>〔会長退席〕</p>
若江俊二局長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、閉会にあたりまして、中川均会長代理者から御挨拶を申し上げます。</p>
中川均会長代理	<p>大変、お疲れ様でございました。おかげをもちまして、全議案、原案どおり御決定をいただきました。大変ありがとうございます。</p> <p>これもちまして、第170回農業委員会総会を終了いたします。ごうも御苦勞様でございました。</p>
若江俊二局長	<p>ありがとうございました。</p>

それではこれもちまして、第 170 回松山市農業委員会総会、及び農業委員会互助会総会を閉会とさせていただきます。皆様、御起立をお願いいたします。

礼。お疲れ様でした。

午後 4 時 03 分閉会

